

## 集落地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

取手市長 殿

届出者住所  
氏名

集落地域整備法第6条第1項の規定に基づき、

{

土地の区画形質の変更  
建築物等の新築、改築又は増築  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 取手市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

| (1) 土地の区画形質の変更           |               | 区域の面積                          |                               |                | m <sup>2</sup> |  |
|--------------------------|---------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------|----------------|--|
| (2)<br>建築物等の新築<br>改築又は増築 | (ロ) 設計の概要     | (イ) 行為の種別 (建築物・工作物) (新築・改築・増築) |                               |                |                |  |
|                          |               |                                | 届出部分                          | 届出以外の部分        | 合計             |  |
|                          |               | (i) 敷地面積                       | m <sup>2</sup>                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |  |
|                          |               | (ii) 建築面積                      | m <sup>2</sup>                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |  |
|                          |               | (iii) 高さ<br>地盤面から m<br>(軒高 m)  | (v) 垣又はさくの構造                  |                |                |  |
|                          |               | (iv) 用途                        | (vi) 屋根及び壁面等の基本色<br>(屋根) (壁面) |                |                |  |
| (3)<br>建築物等の<br>用途の変更    | (イ) 変更部分の延べ面積 |                                | m <sup>2</sup>                |                |                |  |
|                          | (ロ) 変更前の用途    |                                |                               |                |                |  |
|                          | (ハ) 変更後の用途    |                                |                               |                |                |  |
| (4) 建築物等の形態又は意匠の変更       |               | 変更の内容                          |                               |                |                |  |

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 集落地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 3 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 4 添付書類
  - ・建築物又は工作物の配置図(位置図)縮尺100分の1以上のもの
  - ・二面以上の建築物又は工作物の立面図(道路斜線・北側斜線を明示すること)
  - ・建築物の各階の平面図縮尺100分の1以上のもの
  - ・図面に垣又はさくの構造図及び屋根及び壁面の基本色を明示すること
  - ・委任状(第三者に委任する場合)
  - ・その他必要と認めるもの
- 5 提出部数 2部